

早島町空き家活用移住支援補助事業について

町内における空き家の有効活用を促進し、県外からの移住者の定住を図るため、空き家の改修※に要する費用の一部に対して補助をします。

（補助金を受けるには、**工事着手前に申請が必要**です。まずはご相談下さい。）

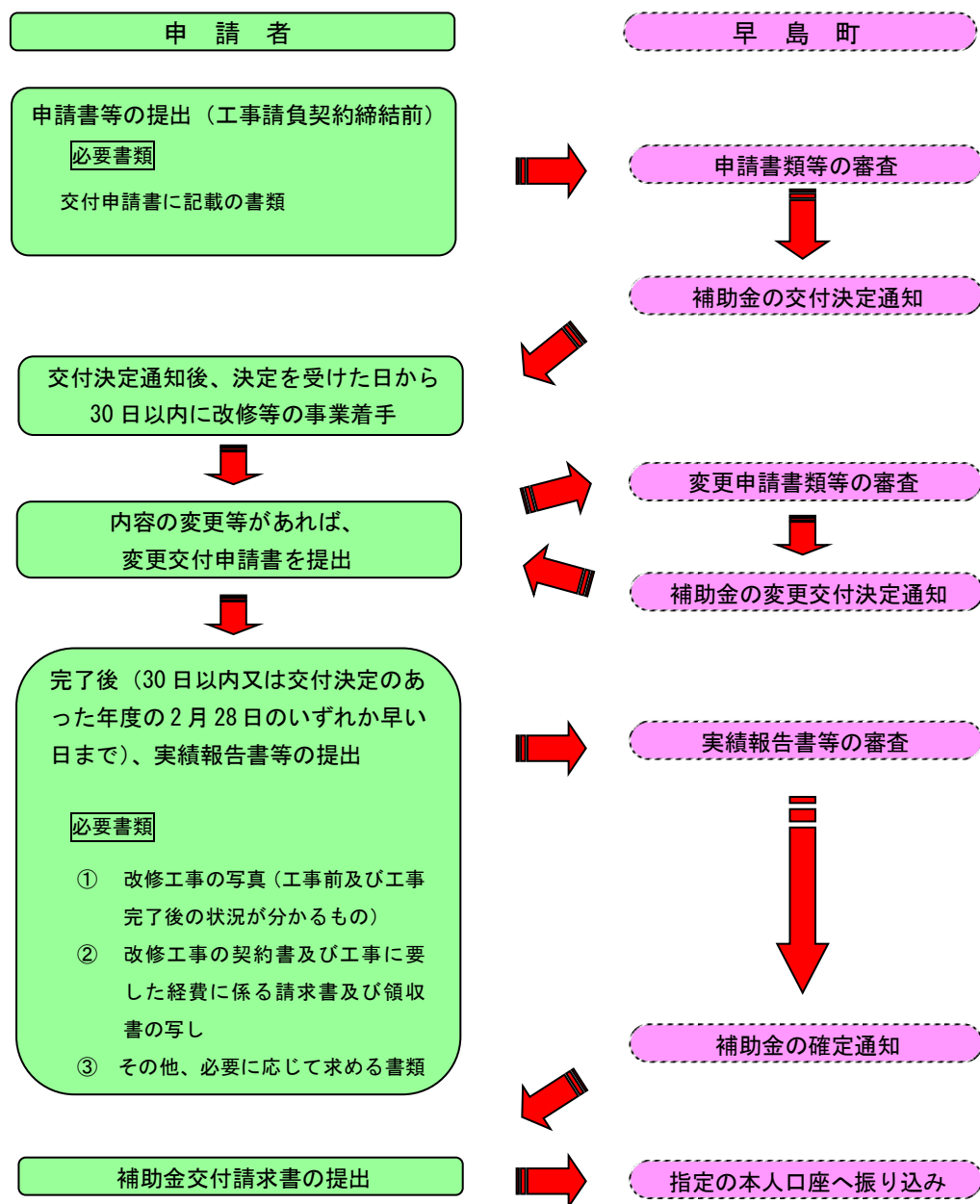
※「改修」とは、居住の用に供するため、空き家の機能又は性能を回復又は向上させることを目的として行う修繕、補修、更新、取替え等の工事をいいます。

補助対象者	補助対象空き家
以下の条件を満たす必要があります。 ○ 本町の住民基本台帳に記録された日から起算して3年以内に申請した移住者であること。ただし、子育て世帯※の場合は、5年以内に申請した移住者であること。 ○ 改修後3年以上は当該住宅に居住する旨の誓約書を提出すること。 ○ 賃貸借物件の場合において、賃借人が自己負担で改修を行うときは、退去時の原状回復義務を免除し、造作買取請求を認めない旨を賃貸借契約書に明記すること。 ○ 補助対象者の世帯全員に町税等の滞納がないこと。 ○ 暴力団・暴力団員等でなく、これらの者と非難される関係を有していないこと。 ※「子育て世帯」とは、補助金申請時に18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子（妊娠中の子を含む。）と同居している世帯をいいます。	以下の条件を満たす必要があります。 ○ 売買又は賃貸借契約に基づき、居住の用に供することが可能な住宅であること。ただし、公営住宅を除き、賃貸借物件にあつては、当該住宅に担保権が設定されていない住宅であること。 ○ 移住者と住宅の所有者との間で、当該住宅について売買契約又は賃貸借契約が締結されていること。 ○ 本町が空き家※であると確認している住宅であること。 ○ 過去に本補助金又は県補助金を活用した改修を行っている物件の場合は、当該改修完了後3年以上経過していること。 ○ 移住者の2親等以内の親族等が所有する住宅でないこと。 ○ 改修工事完了時に、次のいずれかを満たす住宅であること。 - ア 耐震診断により、次の区分ごとに示す耐震性を有すると認められるもの（ただし、耐震評価機関の評価を受けたものに限る。） （ア）岡山県木造住宅耐震診断マニュアルに基づき行う耐震診断上部構造評点が1.0以上 （イ）国土交通大臣が定める技術指針事項に定める方法に基づき行う耐震診断上部構造評点が1.0以上 （ウ）既存住宅性能表示制度に係る性能評価（「構造躯体の倒壊等防止」に係る耐震等級の項目を含むものに限る。）耐震等級が1以上 - イ 建築士により作成した耐震補強計画に基づく耐震改修工事により、上記に示す耐震性を確保したもの（ただし、耐震評価機関の評価を受けたものに限る。） ※「空き家」とは、1年以上居住その他の使用がなされていない住宅をいいます。
申請に際しての注意事項	
○ 工事着手前(工事請負契約の締結前)に申請を行ってください。 ○ 交付決定通知後、30日以内に改修工事に着手する必要があります。 ○ 県外からの移住者が改修後3年以内に当該住宅から転居したときは、転居した日から起算して30日以内に、空き家バンク等を活用し、県外からの移住者の入居募集を行ったことを証する書面又は確認書を提出する必要があります。 ○ 3年以内に当該補助対象空き家の売却、譲渡、貸付け、解体又は住宅以外の用途への転用を行う場合は、補助金の全部又は一部の返還を求めます。	
補助金額	
補助対象経費の2/3以内で補助（上限60万円）	

補助対象となる改修等の例		
区分	改 修 等 の 内 容	備 考
対 象	基礎、躯体、内装、屋根、外壁、サッシ、断熱材等の建物本体の改修	
	電気、ガス及び水道設備等の改修	
	風呂、トイレ、キッチン、給湯器等住宅設備の改修	
	建物と一体となる冷暖房設備、調理機器及び照明器具の購入及び設置工事	
	下水道接続、合併浄化槽の設置等	
	家財道具、仏壇等の撤去処分及びこれに伴う清掃	
	インターネット環境整備に係る工事費	
	母屋の改修に付随する住居以外の建造物の修繕	
	【子育て世帯の場合】子どもの安心・安全に係る改修	滑りにくい床材、手すり、防犯性の高い玄関ドア、サンルーム等
対 象 外	登記費用、延長保証・手数料等改修工事に直接要しない経費	
	家具、家電製品、備品その他容易に移動又は取り外しが可能なものの購入に係る経費	
	趣味又は嗜好による必要以上に高額な設備に係る経費	
	離れ、庭、外構等居住の用に直接供されない部分に係る経費	
	生活に直接必要でない改修や装飾に係る経費	
補助金額		
交付申請書に以下の書類を添付する必要があります。 ○ 住民票の写し(謄本で、世帯主の名前及び世帯主との続柄が記載され、住民票コード及びマイナンバーは省略されたもの) ○ 世帯員に妊婦を含む世帯の場合は、当該妊婦が産科医療機関等を受診し、妊娠の事実が確認できる書類 ○ 補助対象空き家の登記事項証明書(全部事項証明書)又は売買契約書の写し ○ 同意書兼誓約書(様式第2号)(第4条第2号に規定する誓約を含むもの) ○ 補助対象空き家の付近見取図 ○ 補助対象空き家の外観写真及び改修箇所の分かる写真(撮影日のあるもの) ○ 改修工事に要する費用の見積書の写し及び工事内訳書の写し ○ 改修工事の内容が分かる書類(平面図等) ○ 補助対象空き家の所在地、専ら自己の居住の用に供される部分の床面積及び建築年次が分かる書類(建築確認済証の写し等) ○ 補助対象空き家が昭和56年5月31日以前に建築された住宅である場合、耐震性を確認するため、次のいずれかの書類を添付すること。 - ア 耐震改修済みであることが分かる書類 - イ 建築士等による耐震診断報告書(耐震性が確保されていることが確認できるもの) ○ 空き家であったことを証明する書類(電気、ガス、水道等の閉栓日が分かる書類、宅地建物取引業者の証明等) ○ 申請者のほかに補助対象空き家の所有者がいる場合は、その全員の同意書 ○ 早島町空き家活用移住支援補助事業に係る消費税仕入税額控除確認書(様式第3号) ○ 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類		

補助金申請から交付まで

※申請は必ず工事着手前(工事請負契約の締結前)に行ってください。



【注 意】

申請書類等に偽り・不正等がある場合には、補助金の返還を求めることがあります。

<担 当>

早島町役場 企画課

tel : 086-482-0612 fax : 086-482-3405

mail : kikaku@town.hayashima.lg.jp